

小川 齋藤 脇 証人審問まであと一ヶ月 何と 言い逃れするのか？

組合員のみなさん

齋藤書記長にかけられた、不当な「酒気帯び」のデッチ上げと処分の撤回を求めた裁判が大きな山に差しかかります。

7月11日は、被告側証人小川運転助役（当時）と齋藤総務科長・脇運転科長（当時）に対する審問がおこなわれます。彼らは「総合的判断」によって「酒気帯び」と判断したと言っていますが、その根拠は「複数の管理者」が「酒臭」を確認したということと、本人が前日に飲酒したことを認めている、というものでしかありません。

全く具体的な根拠を示さず、唯一具体的な検知器の測定結果は「補助的なもの」としているのです。齋藤書記長が提訴の最大の理由にした職場の実態、すなわち管理者の恣意として表れている、管理者がシロと言えばシロ、クロと言えばクロ、をそのまま実行しているのです。裁判もその恣意で乗りきり、言い逃れをしようとしているのです。

この言い逃れは、私たちJR東海労の職場を働きやすくしようとの呼びかけに応えた亀山さんや名古屋の若き仲間のように、とりわけ若い東海ユニオン組合員に、呼びかけが広がることを何としても抑え込もうというものです。

今、特に強調されている「規律・規範意識」は、東海労の呼びかけは聞くな。会社の言うことだけを聞け。そして、従えという「規律と忠誠心」そのものです。「規律」とは、実態に合わない基本動作や理不尽で勝手なルールであり、「規範意識」とは「忠誠心」と同じく命令に従え、ということです。

組合員のみなさん

5月22日、組織破壊攻撃粉碎決起集会 で確認しました。職場に蔓延する理不尽を許さず報復処分撤回裁判を総力をあげて闘いましょう！

証人審問 7月11日 13時15分から 527号法廷